

日本国環境省とウクライナ国環境保全・天然資源省との間の
環境保全分野における協力覚書

日本国環境省及びウクライナ国環境保全・天然資源省（以下それぞれ「省」、合わせて「両省」という。）は、ここに、それぞれの財政能力及び法的規則に従い、対等かつ相互の利益に基づき、環境保全分野における二国間協力を発展させる意向を表明する。

各省は、環境保全分野における協力覚書に盛り込む可能性のある活動に関する協議を含め、当該協力覚書の下での取組の調整を担当する高官を、可能な限り速やかに任命する。

本協力覚書は、法的拘束力を持たず、国内法又は国際法に基づくいかなる権利及び義務にも影響を及ぼさない。本書は、環境保全分野での協力における両省の相互利益を示すものである。

2022年11月14日、シャルム・エル・シェイクにて署名した。

日本国環境省
大臣
西村明宏

ウクライナ環境保全・天然資源省
大臣
ルスラン・ストリレツ